



育児休業支援手当金の支給要件は、父親と母親で異なります  
御注意ください

(父親の場合)

- 1 本人が、対象期間\*に、14 日以上の育児休業をしていること
- 2 配偶者が、産後休業後8週間（112 日）以内に 14 日以上の育児休業をしていること、又は、例外条件\*のいずれかに該当していること

\*対象期間：

子どもの出生から8週間（56 日）。出産予定日より後に生まれた場合は出生日から起算、出産予定日前に生まれた場合は出産予定日から起算。

\*例外条件：

- ア 産後休業をしている場合
- イ 自営業やフリーランスなどの場合
- ウ 専業主婦の場合
- エ 配偶者が公務員であって、任命権者から育児休暇が承認されなかった場合 など

(母親の場合)

- 1 本人が、産後休業後8週間（112 日）以内に、14 日以上の育児休業をしていること
- 2 配偶者が、子どもの出生後8週間（56 日）以内に、14 日以上の育児休業をしていること、又は、例外条件\*のいずれかに該当していること

\*例外条件：

- ア 自営業やフリーランスなどの場合
- イ 仕事に就いていない場合
- ウ 一人親など配偶者がいない場合
- エ 配偶者が公務員であって、任命権者から育児休暇が承認されなかった場合 など